

平成 29 年 7 月 26 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

三井住友信託銀行株式会社

### 三井住友信託銀行の国内株式の議決権行使結果の個別開示について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役執行役社長:大久保 哲夫)の子会社である三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」)は、本日、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に則り、国内株式の議決権行使結果の個別開示をホームページにて実施しましたので、お知らせいたします。

URL:[http://www.smtb.jp/business/instrument/voting/voting\\_right.html](http://www.smtb.jp/business/instrument/voting/voting_right.html)

三井住友信託銀行では、議決権行使の可視性を高めるべく、対応を進めております。具体的には、独立性の担保された外部人材が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」を本年 1 月に設置し、2 月には議決権行使判断基準の見える化を目的として、議決権行使ガイドラインの詳細開示(5 月に一部内容の改定を実施)を行いました。

この度、議決権行使結果の公表内容を充実させるため、受託資産の運用に際して保有する国内株式の議決権行使結果について、全投資先個別企業、個別議案、および個別候補者の賛否を公表しました。公表に際しては、主な行使判断理由を記載するほか、外部情報ベンダーが提供する客観的情報に基づいて取引先の特定化を行っております。なお、今回の開示対象は、議決権行使ガイドラインの改定時期を踏まえて、平成 29 年 4 月から 6 月に開催された株主総会分とし、以後、四半期毎に行使結果の個別開示を行なっていく予定としております。

三井住友信託銀行は、日本版スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえ、本年 5 月 30 日に公表事項を更新し、対応方針をホームページにて開示しました。今後とも日本版スチュワードシップ・コードへの対応を積極的に推進することにより、スチュワードシップ活動を通じて、投資先の日本企業の企業価値の向上や持続的成長を促し、顧客(受益者)の中長期リターンの最大化を図る責任(スチュワードシップ責任)を適切に果たしてまいります。

以上

(別紙)

平成 29 年 4 月～6 月株主総会における議決権行使結果状況(国内株式)

1. 会社提案議案

	賛成	反対	不行使	合計	反対比率	
						(前年同期)
剰余金処分案等	1,115	73	1	1,189	6.1%	3.5%
取締役選任	12,245	1,855	15	14,115	13.1%	11.1%
監査役選任	1,337	129	0	1,466	8.8%	9.6%
定款一部変更	448	25	1	474	5.3%	2.0%
退職慰労金支給	107	68	0	175	38.9%	45.7%
役員報酬額改定	515	32	0	547	5.9%	2.1%
新株予約権発行	59	16	0	75	21.3%	24.2%
会計監査人選任	35	0	0	35	0.0%	0.0%
組織再編関連 (※1)	21	0	0	21	0.0%	0.0%
その他会社提案 (※2)	357	43	0	400	10.8%	17.9%
うち買収防衛策	70	39	0	109	35.8%	39.3%
合計	16,239	2,241	17	18,497	12.1%	10.2%

(※1) 合併、事業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※2) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策等

2. 株主提案議案

	賛成	反対	不行使	合計	反対比率	
						(前年同期)
合計	5	207	0	212	97.6%	98.5%

3. 議決権行使の概況

個別議案の行使判断に当たっては、独自に定めた議決権行使判断基準(ガイドライン)に則り、エンゲージメントの内容も踏まえて、適切に行使しております。また、定性的な判断を要する議案等につきましては、ガイドライン解釈の適切性や判断そのものをスチュワードシップ活動諮問委員会で審議し、委員会の答申を最大限に尊重して行使しております。

平成 29 年 4 月～6 月の株主総会において、1,710 社を対象に 18,709 件の議案があり、上記の通り会社提案議案 18,497 件に対して、賛成 16,239 件、反対 2,241 件(反対比率 12.1%)、株主提案 212 件に対して、賛成 5 件、反対 207 件(反対比率 97.6%)となりました。なお、当社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングスの株式については不行使としております。

個別開示の表に記載した取引先フラッグとは、第三者である外部情報ベンダーのデータを基に、借入れ金額が最も多い金融機関が当社である企業、株主名簿管理人が当社グループである企業を特定化したものです。

なお、取引先企業の会社提案議案における反対比率は 12.3%であり、会社提案議案全体の反対比率 12.1%と同程度でありました。

今回の集計は、企業別、候補者別に個別開示を行ったことに合わせて、候補者 1 人を 1 議案とする「子議案ベース」で開示しております。昨年までの基準である「親議案ベース」で集計した場合、4 月～6 月株主総会における反対比率は 14.5%(昨年は 13.7%)となります。

以下、反対件数の多い取締役選任議案、反対比率の高い退職慰労金支給議案、買収防衛策議案など、主な議案分類別に説明します。

取締役選任議案では、社外取締役が2人以上選任されていない場合や、当社ガイドラインにおける業績基準等を満たしていない場合、買収防衛策を取締役会決議で導入・更新している場合、大株主や取引先等の出身で独立性に問題があると判断される社外取締役候補者などに反対した結果、反対比率は13.1%になりました。

退職慰労金支給議案では、社外取締役や監査役が支給対象者に含まれる場合や、業績基準等を満たしていない場合など、68件に反対しました(反対比率38.9%)。

買収防衛策議案は、以下に掲げる要件のうち、いずれか1つでも条件を満たさない場合は、原則反対としました(反対比率35.8%)。

- 買収者・被買収者の双方にとって中立で公平な制度設計となっていること
- 独立した社外取締役の2人以上の選任により、コーポレートガバナンスが確保されており、その成果によって資本効率性が中期的に継続して妥当な水準以上であること
- 発動に際して、独立性が認められる委員により構成された独立委員会による事前検討が実施される仕組みとなっている、または株主総会への付議による株主意思確認型であること
- 期限が有限であること(有効期間、検討期間)

その他会社提案に含まれる、一般財団法人に対する自己株式の抛出については、以下に掲げる要件のうち、いずれか1つでも条件を満たさない場合は、原則反対としました(反対比率75.0%)。

- 株主価値の大幅な希薄化を招かないこと
- 一般財団法人の活動が当該企業の企業価値向上に資すると判断されること
- 抛出される株式にかかる議決権行使基準が明示されるとともに当該企業から独立して行使される、または不行使されること

相談役制度の新設は原則反対とし、相談役制度の廃止を求める株主提案には原則賛成としました。議案数6件のうち、5件は原則とおりの判断とし、1件についてはエンゲージメントを踏まえて判断しました。

反社会的行為では、不適切会計や独占禁止法違反などの責任があると判断される15社、26件(取締役選任議案、退職慰労金支給、役員報酬額改定などの議案)に反対しました。

三井住友信託銀行では、受託財産に関する議決権行使を重要なスチュワードシップ活動の一つと位置付けており、中長期的な株主価値の向上に資する議決権行使を行っております。今後も適切な議決権行使基準への見直しに取り組むとともに、エンゲージメントにおいて企業への改善を働きかけることにより、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す役割を果たしてまいります。